契　約　結　果　表

1	工事番号	令和8年度　農整　第5号
2	工　事　名	麓川排水路土砂撤去工事
3	工事場所	八代市興善寺町外
4	工　　種	土砂撤去工事
5	工事概要	（農整第5号）：施工延長L=550m、土砂撤去V=825㎥ （土河災修第2号）：施工延長L=55m、土砂撤去V=275㎥
6	契約金額	¥9,330,200
7	契　約　日	令和8年7月3日
8	工事期間	令和8年7月6日　～　令和8年9月30日
9	請負業者	住　所　八代市弥生町6番地の11 商号又は名称　(有)上田技研 代　表　者　代表取締役 上田貢

10　随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

本工事は、麓川排水路の土砂撤去を行い災害を未然に防ぐ目的で令和8年6月17日に指名競争入札に付した案件であるが、入札不調となったものである。

本来であれば再度競争入札に付すべきであるが、麓川排水路の土砂の堆積により通水断面が確保できず梅雨時期の大雨により溢水する恐れがあるため、再度競争入札に付すいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（入札者又は落札者がないとき）を適用し、随意契約とするものである。

なお、見積相手には八代市・八代地区土木災害協力会より迅速に対応できると推薦のあった会員企業である有限会社上田技研と随意契約を締結するものである。

※　本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日（市の定める休日を含まない。）以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日　令和8年10月19日

契　約　結　果　表

1	工事番号	令和8年度　第号	
2	工　事　名	八代市鏡文化センター舞台照明調光盤更新工事	
3	工事場所	八代市鏡町内田468-1	
4	工　　種	電気設備工事	
5	工事概要	電気設備工事…1式（舞台照明調光盤・調光システム等）	
6	契約金額	¥46,750,000	
7	契　約　日	令和8年7月7日	
8	工事期間	令和8年7月8日	～　令和9年3月15日
9	請負業者	住　所	福岡市博多区博多駅前1-15-20
		商号又は名称	(株)松村電機製作所　九州支店
		代　表　者	支店長 柿野寛

10　随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

調光盤は舞台照明システム全体の一部分であり、各調整室等の調光操作卓と連携していることから、調光操作卓の信号は調光盤を介して舞台照明を制御しているため、舞台照明設備と一体のシステムとして正常に動作する必要がある。

機器の制御及び信号のやり取りについては製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないことから、製造者以外が他社の独自技術を解析することは困難であるとともに、施工にあたっては既設調光操作卓の改造及びプログラムの更新が必要であり、その場合の性能を保証できるのも製造者に限られる。

調光盤の製造及び当該工事の施工を製造者以外が行った場合、メーカー保証を受けられなくなるため、トラブル発生時に対応することが困難となる。また、本工事は調光盤製造及び設置と舞台照明システムとの接続・調整を主とするものであり、全工程がメーカーにより一括して行われる必要がある。

以上の理由により、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。

※　本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日（市の定める休日を含まない。）以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日　　令和8年10月19日

契　約　結　果　表

1	工事番号	令和8年度 環施修 第3号
2	工　事　名	八代市斎場火葬炉耐火材及び炉内台車修繕
3	工事場所	八代市松崎町370番地1
4	工　　種	建築工事
5	工事概要	Ⅰ 火葬炉内仕切板　　4台(1、2、3、5号炉)、再燃炉点検蓋取替　　4台(1、2、3、5号炉)、Ⅱ 炉内台車耐火物修繕　3台(1、3、予備1号)、Ⅲ 発生材処理　　一式
6	契約金額	¥7,286,400
7	契　約　日	令和8年7月28日
8	工事期間	令和8年7月29日　　～　　令和8年11月30日
9	請負業者	住　　所　　富山市奥田新町12-3
		商号又は名称　　(株)宮本工業所
		代　表　者　　代表取締役 宮本芳樹

10　随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本修繕は火葬炉内の炉内台車等を更新するものである。火葬炉のメーカーは国内でも4者しかおらず、八代市斎場においては、株式会社 宮本工業所製の火葬炉を設置している。

火葬炉内部、特に炉内台車は稼働時の激しい温度変化、および移動による振動に耐えうる極めて堅牢な構造が求められる。

同社独自の炉体設計(熱膨張率や燃焼理論)に合致した規格の台車ブロックの配置や、最適な耐火・断熱性能を発揮する耐火物の選定・精密な施工が不可欠である。それらを備えた業者が株式会社 宮本工業所に限られるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。

※　本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日　　令和8年10月19日